



平成 25 年 9 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社ディー・ディー・エス
代表者名 代表取締役社長 三吉野 健滋
(東証マザーズ・コード番号 3782)
問合せ先 取締役管理担当 貞方 渉
電話番号 052-955-5720
(URL <http://www.dds.co.jp>)

第三者割当により発行される第3回新株予約権の発行及び
コミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 9 月 3 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第3回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと並びに割当予定先とのコミットメント条項付き第三者割当契約（以下、「本契約」といいます。）を締結することについて決議いたしましたので、お知らせいたします（以下、本新株予約権発行と本契約締結を合わせた資金調達スキーム全体を「エクイティ・コミットメント・ライン」といいます。）。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 25 年 9 月 19 日
(2) 新株予約権の総数	125 個
(3) 発 行 価 額	総額 15,625,000 円（新株予約権 1 個につき 125,000 円）
(4) 当該発行による 潜 在 株 式 数	25,000 株（新株予約権 1 個につき 200 株）
(5) 資 金 調 達 の 額	1,978,125,000 円（差引手取概算額：1,967,425,000 円） (内訳) 新株予約権発行による調達額：15,625,000 円 新株予約権行使による調達額：1,962,500,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6) 行 使 価 額	1 株当たり 78,500 円（固定）
(7) 募集又は割当て方法 (割 当 予 定 先)	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」といいます。）に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、価格修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。 ② 本新株予約権の行使指示 割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、同社と締結した本契約により、次の場合には当社から割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下、「マザーズ」といいます。）における 5 連続取引日の終値単純平均が行使価額の 130%（102,050 円）を超過した場合、当社は、当該日の出来高の 15% を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。 ・マザーズにおける 5 連続取引日の終値単純平均が行使価額の 150%（117,750 円）を超過した場合、当社は、当該日の出来高の 20% を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。 <p>上記行使指示を受けた割当予定先は、10 取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権行使します。</p> <p>なお、本行使指示は 2 連続取引日続けて指示できず、行使指示の株数は、マイルストーン社と有限会社かぼちゃ、服部幸正氏及び三吉野健滋氏が締結した株式貸借契約の範囲内（13,950 株）としております。</p> <p>③ 新株予約権の取得</p> <p>当社は、本新株予約権の割当日から 3 ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができます、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>④ 譲渡制限</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。また、当社取締役会の決定により本新株予約権の半数を上限として譲渡を指示することができます。</p>
--	---

（注）本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

【本新株予約権の発行の目的及び理由】

当社は、平成 19 年に起こったリーマン・ショック以来、売上の急減とその後の V 字回復を経験し経営再建の途上にありました。その際、事業の選択と集中により現在の生体認証関連事業に特化した結果、平成 18 年に 2,734 百万円を計上した売上高は、平成 21 年の 370 百万円を底として、年率平均 19% で増加しており、平成 24 年 12 月期では 628 百万円となっています。一方、借入金の残高と長期未払金の総額は平成 25 年 12 月期第 2 四半期末（平成 25 年 6 月末）時点での総額 1,568 百万円と売上高と比して高水準となっております。うち銀行借り入れ 703 百万円については、借入先と 6 ヶ月ごとに期日更新、いわゆるリスクジューリングを行っている状況であります。借入先との関係は良好に推移しておりますが、この借入金の期日更新が当社グループの事業継続の前提の主たる要因の一つとなっているため、有価証券報告書等に継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているとの注記を行っております。その結果、与信上の都合で一部の新規取引に支障が出るような事象も散見され、この注記を解消することが経営上の重要な課題となっております。また、借入金の返済による有利子負債の圧縮は、支払利息や借換えコストの低減、自己資本比率の向上にもつながり、当社の財務基盤の強化を図るために有効な手段であります。

一方で、当社を取り巻く生体認証市場については、昨年 7 月の米国 Apple 社による指紋認証関連

企業最大手の米国 Authentec 社の買収発表により激変しております。米国 Apple 社が買収を契機として、スマートフォンやタブレット PC を始めとした PC に指紋認証機能を搭載していくことが予想されており、これに追随して、Android を搭載した他社のスマートフォンやタブレット PC も指紋認証機能を搭載していくことが予想されております。その結果として、指紋認証機能を搭載した情報機器がここ数年で急速に普及することが想定されます。また、インターネットの普及による WEB サービスの増加を背景に伴い、管理すべき ID やパスワードも増加の一途となっております。これに加え政府が進めているマイナンバー制を背景にますますセキュリティの重要性が増しております。このような環境の中、当社の主力技術である生体認証に対する市場での関心や注目度が上がり、国内外の企業から共同研究あるいは共同事業の打診が増えつつあります。限られた経営資源の中で、優先順位をつけて対応していく所存ではありますが、急速に市場が拡大する中で新たなビジネスモデルが生まれる可能性もあり、潜在的、顕在的な需要への対応する体制を築いていく必要があるものと考えております。

これらの状況を改善していくためには、研究開発力の増強及び経営基盤の安定化が不可欠であり、当社は、本日開催の当社取締役会において、本新株予約権の発行による資金調達を行うことを決定いたしました。

【本資金調達方法を選択した理由】

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

(1) その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。当社の現況において、間接金融（銀行借入）による資金調達は、与信枠や借入コストの問題もあり、また自己資本比率の低下を招くとの理由から、事実上調達困難な状況でございます。そのため、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。その検討において、公募増資は当社の決算数値及び無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高く、また、第三者割当増資による新株式の発行につきましても、主要取引先を中心に検討を行いましたが引受の了承を得られる先を見出すことは困難であると判断いたしました。

当社といたしましては、前述いたしましたように、早期の業績の回復を図るため事業の多角化及び強化を目指しており、そのためには一定規模の資金調達が必要であるため、今回の割当予定先に対する新株予約権の発行という方法を資金調達の手法として選択いたしました。

(2) 本資金調達方法（第三者割当による新株予約権発行）について

本資金調達方法は当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指示を行うことができる事が大きな特徴であり、また、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、①純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、②株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、③大株主として長期保有しないこと、④株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、⑤環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

① 流動性の向上

本新株予約権の行使による発行株式総数は、当社発行済株式総数の 8.02% (25,000 株) であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

② 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、当社取締役会決議により発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。また、本契約においては、割当予定先に割り当てる本新株予約権の半数を上限として、当社が割当予定先に対し、他の第三者への譲渡指示を行うことが可能となる条項が規定されます。これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

③ 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結が予定されている本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載する特徴を盛り込んでおります。

本新株予約権が行使され、自己資本が増加することにより財務基盤が安定し、借入等による資金調達手段の可能性も拡がってまいります。従いまして、当社といたしましては、本資金調達スキームを実施し時機を捉えた事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期の業績回復を達成し自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインは、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

(1) 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価格修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は 78,500 円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはございません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から 25,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

(2) 行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた 5 連続取引日（終値のない日を除く。）のマザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合（かかる場合以下、「条件成就」といいます。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示（以下、「行使指示」といいます。）することができます。具体的には、当社は割当予定先との間で締結される本契約に基づき、当社の裁量により割当予定先に 10 取引日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として 10 取引日内に当該行使指示に係る本新株予約権を使用するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

各行使指示は、当日を含めた 5 連続取引日（終値のない日を除く。）のマザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の 130% を超過した場合に、発行要項に従い定

められる本新株予約権 1 個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のマザーズにおける当社株式の出来高の 15% に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた 5 連続取引日（終値のない日を除く。）のマザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の 150% を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権 1 個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のマザーズにおける当社株式の出来高の 20% に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示は 2 連続取引日続けて行うことはできず、行使指示の株数は直近 7 連続取引日（条件成就日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社と有限会社かぼちゃ、服部幸正氏及び三吉野健滋氏が締結した株式貸借契約の範囲内（13,950 株）とすることとしております。

（3）取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から 3 ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権 1 個当たりにつき本新株予約権 1 個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

（4）譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記（2）記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

また、当社取締役会の決定により本新株予約権の半数である 62 個を上限として譲渡を指示することができます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期間

（1）調達する資金の額

調達する資金の総額	1,978,125,000 円
内訳（新株予約権の発行による調達額）	15,625,000 円
（新株予約権の行使による調達額）	1,962,500,000 円
発行諸費用の概算額	10,700,000 円
差引手取概算額	1,967,425,000 円

（注） 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用 2,500,000 円、登記費用関連費用 7,200,000 円、その他諸費用（株式事務手数料・外部調査費用）1,000,000 円となります。
3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合は、上記差引手取概算額は減少します。

（2）調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定期間
① 長期未払い金の支払い	480	平成 25 年 10 月

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定期間
② 借入金の返済	803	平成25年10月
③ バイオメトリクス事業の人材強化及び研究開発	291	平成25年9月 ～平成27年12月
④ 外貨預金	250	平成25年10月 ～平成26年11月
⑤ 運転資金	残額	平成25年10月 ～平成26年12月

(注) 上記、各資金使途は優先順位の順に記載しております。

調達資金約1,967百万円は、主として以下の経営基盤の安定化及び新規事業の推進に充当する予定であります。

①長期未払金の支払い

平成22年12月22日に行った不動産現物出資による第三者割当増資の際に、取得した名古屋市中区の不動産に関して、不動産取得価額のうち、その一部は増資相当分にあたることから、株式を発行することにより支払を行っておりますが、残りの現金による支払いについては、一括で支払うことができず未払いになっており、長期未払金として計上しております。現在、旧所有者の金融機関への返済スケジュールに合わせ、分割にて支払いを行っており、480百万円は平成25年8月末時点の金額です。結果、旧所有者も当該不動産に抵当権を設定して行っている借り入れの一括返済が出来ず、残っている状態となっており、物上保証の状態となっております。

旧所有者は個人2名の親子で共同所有であります。親は80歳を超えた高齢であります。万一、何らかの事情により金融機関への分割返済が予定通り履行出来ない状況が発生し、抵当権を使用された場合には、当社ビルの所有権が保てなくなる可能性があります。当該不動産は自社ビルとして使用しておりますが、当該長期未払金を清算し、自社ビルに付保された物上保証を解除することが、当社の経営の安定化につながるものと考えております。

②借入金の返済

当社は、平成19年に起こったリーマン・ショック以来、売上の急減とその後のV字回復を経験し経営再建の途上にありました。その際、事業の選択と集中により現在の生体認証関連事業に特化した結果、平成18年に2,734百万円を計上した売上高は、平成21年の370百万円を底として、年率平均19%で増加しており、平成24年12月期では628百万円となっています。一方、借入金の残高は長短合わせ1,079百万円と売上高と比して高水準となっております。うち銀行借り入れ703百万円については、借入先と6ヶ月ごとに期日更新、いわゆるリスクヘーリングを行っている状況であります（平成25年8月末時点）。借入先との関係は良好に推移しておりますが、この借入金の期日更新が当社グループの事業継続の前提の主たる要因の一つとなっているため、有価証券報告書等に継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているとの注記を行っております。

今回の資金調達により、短期借入金勘定の803百万円を全額返済し、6ヶ月毎に期日更新を行っている状況を解消いたします。6ヶ月毎に期日更新を行っている状況が解消出来ると、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が改善する可能性があると考えます。また、当社は、平成24年12月期通期での支払利息が27百万円、平成25年12月期第2四半期時点での支払利息を18百万円計上しておりますが、現状の業績に比して大きく、借入金の返済による有利子負債の圧縮は、支払利息や借換えコストの低減、自己資本比率の向上にもつながり、当社の財務基盤の強化を図るために有効な手段であります。

③バイオメトリクス事業の人材強化および研究開発

当社を取り巻く生体認証市場については、昨年7月の米国Apple社による指紋認証関連企業最大手の米国Authentec社の買収発表により激変しております。米国Apple社が買収を契機として、

スマートフォンやタブレットPCを始めとしたPCに指紋認証機能を搭載していくことが予想されており、これに追随して、Androidを搭載した他社のスマートフォンやタブレットPCも追随して指紋認証機能を搭載していくことが予想されております。その結果として、指紋認証機能を搭載した情報機器がここ数年で急速に普及することが予想されます。

当社としては、これに対応して、昨年10月に第三者割当増資による資金調達を行い、主に既存製品の改良、拡充のための開発を行いました。今回の資金調達では、技術向上および新たなビジネスモデルの構築を目指し、開発スピードを高めるため研究開発に携わる人材の確保を行います。具体的には、研究開発人員を平成27年12月までに段階的に6名増員いたします。当社の研究開発費は、ほとんどがこれに携わる人件費となっており、研究開発人員の増員が研究開発力向上に繋がります。さらに経費等も合わせ、平成27年12月までに215百万円を見込んでおります。また、国内外からの問い合わせ増加に対応すべく海外営業が出来る人材及び国内営業の強化のため、海外営業2名、国内営業2名を獲得いたします。採用費人件費含め平成27年12月までに76百万円を見込んでおります。以上の営業及び研究開発における人材強化等合計で291百万円を見込んでおります。

④外貨預金

当社は米国指紋認証関連企業大手Validity Sensors社に対する出資を行うため、平成24年11月16日にCybertouch-Tech社より250万USドルの借り入れを行っております。昨年後半からのアベノミクス等の影響により、為替相場が大きく変動しております。結果、この営業外損益の為替差益や為替差損などのブレが大きくなっています。今後の為替相場の予測が難しいことから、為替リスクを回避するため、返済期限は平成26年11月16日となっておりますが、借入金額と同額の250万ドル分の外貨預金を行います。

⑤運転資金

当社の事業は、毎月平準的な売上が上がるようなものではなく、月によってバラつきが出るような状況です。したがって、安定的な経営を行うためには少なくとも月商の3ヶ月程度の運転資金が必要となります。当社の取引先は、大手企業等が多く、売掛金の回収サイトが長いものもあり、売上が急拡大した場合に、資金不足に陥る可能性もあるため、残額の資金については、運転資金として保有する予定です。

当社は、上記項目への資金の活用により事業基盤の安定化を図ることで、株主をはじめとするステークホルダー各位のご期待に応えられるものと考えております。

なお、新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、当初の計画通り資金調達が進まないことが考えられます。また、行使状況により、最終的に本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額の変更がありうることから、上記事業計画の内容について変更する場合があります。その場合には、上記の優先順位を勘案しつつ、手許資金により充当していく予定です。

※調達資金を実際に支出するまでは銀行口座にて管理いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、この度調達した資金により、経営基盤の安定化及びバイオメトリクス事業の人材の増強を通じて中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としており、かかる資金使途は合理的であると判断しております。従いまして、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、他社上場企業の第三者割当における評価実績をもとに、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下、「プルータス・コンサルティング」といいます。）に依頼しました。当該機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式の価格の変動性（ボラティリティ 114.23%）、満期までの期間（2年）、配当利回り（0%）、無リスク利子率（0.119%）、発行会社の行動（基本的には割当予定先の権利行使を待つが、株価が行使価額の200%まで上昇した場合は、コールオプションを発動すること）及び割当予定先の行動（当社株価が権利行使価格を上回っている場合に隨時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの出来高の10%を上限に売却すること）を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって、本新株予約権の評価を実施しました。当社はこれを参考に、第3回新株予約権の1個当たりの払込金額を125,000円（1株当たり625円）といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成25年9月2日）のマザーズにおける普通取引の終値78,500円に決定いたしました。行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間（平成25年8月2日から平成25年9月2日）の終値平均76,461円に対する乖離率は2.7%（小数点以下第2位を四捨五入）ですが、当該直前営業日までの3か月間（平成25年6月3日から平成25年9月2日）の終値平均43,625円に対する乖離率は79.9%（小数点以下第2位を四捨五入）、当該直前営業日までの6か月間（平成25年3月4日から平成25年9月2日）の終値平均27,734円に対する乖離率は183.1%（小数点以下第2位を四捨五入）となっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近4か月間の当社株価の変動が激しかったため、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、また、現在の株価より低い水準である過去の特定期間の株価を反映して行使価額を算定るのは、株主の皆様の利益にもそぐわないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

当該判断に当たっては、前述のとおりプルータス・コンサルティングによる評価を参考にし、本新株予約権の発行条件を勘案した結果、プルータス・コンサルティングが評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていることから、前提条件については合理的なものであり、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、本新株予約権の発行価額についても適正かつ妥当であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役全員も、プルータス・コンサルティングは、当社と顧問契約関係なく、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、本新株予約権の行使価額の算定方法は、市場慣行に従った一般的な方法であり、発行価額については、プルータス・コンサルティングが評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び当該前提条件等に関してプルータス・コンサルティングから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その評価額を踏まえて発行価額を決定していることより、プルータス・コンサルティングによって算出された評価単価を参考に決定した発行価額は、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は25,000株であり、平成25年8月31日現在の当社発行済株

式総数 311,693 株に対し 8.02% (平成 25 年 8 月 31 日現在の当社議決権個数 311,693 個に対しては 8.02%) の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1 株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、平成 24 年 12 月期においては 6 期ぶりに営業利益及び経常利益については黒字転換を果たすなど各経営指標については、回復傾向はあるものの、前述のとおり、当社は現在借入先の返済計画について、半年ごとにリスケジューリングを行っている状況であり、資金の調達に金融機関からの借入をお願いすることは難しい状況であります。現在のように厳しい経営環境の中でも収益を確保するためには、当該費用の確保は必要であり、また今後も継続的安定的に収益を計上する企業へとなるためには、当該規模の資金調達は必要であると考えております。

また、前述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載のとおり、本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する新株予約権を取得する予定です。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、1 株当たり 78,500 円であります。これは平成 24 年 12 月期の 1 株当たり純資産 305.73 円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1 株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、当社の過去 3 期の 1 株当たり当期純利益は、平成 24 年 12 月期△159.89 円、平成 23 年 12 月期△32.55 円、平成 22 年 12 月期△2,093.54 円と、いずれもマイナスに留まっております。調達した資金を①長期未払金の支払い②借入金の返済③バイオメトリクス事業の人材強化および研究開発④外貨預金⑤運転資金に充当し、当社の経営基盤の安定化を図る事で、将来において最終損益の黒字転換を果たすことにより、1 株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しております、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区赤坂二丁目 17 番 22 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦
(4) 事 業 内 容	投資事業
(5) 資 本 金	10 百万円
(6) 設 立 年 月 日	平成 24 年 2 月 1 日 (注 1)
(7) 発 行 済 株 式 数	200 株
(8) 決 算 期	1 月 31 日
(9) 従 業 員 数	3 人
(10) 主 要 取 引 先	みずほ証券株式会社、株式会社 S B I 証券
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行
(12) 大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%
(13) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。

人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成23年1月期 (注2)	平成24年1月期 (注2)	平成25年1月期
純 資 産	2	13	96
総 資 産	817	245	924
1株当たり純資産(円)	10,568	65,616	480,064
売 上 高	2,532	724	2,766
営 業 利 益	386	14	49
経 常 利 益	386	14	58
当 期 純 利 益	53	11	76
1株当たり当期純利益(円)	268,959	55,048	380,331
1株当たり配当金(円)	-	-	-

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

- (注) 1. マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、平成24年2月1日にマイルストーン・アドバイザリー株式会社（旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）による新設分割により設立されております。
2. 新設分割前のマイルストーン・アドバイザリー株式会社（旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）の業績です。

※ 割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関（株式会社トクチヨー 東京都千代田区）に調査を依頼し、確認しております、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は、平成25年9月3日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実に行っております。開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在まで、当社を除く上場企業23社に対して、第三者割当増資による新株式及び新株予約権の引受け並びに新株予約権の行使を行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は主に行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、「2. 募集の目的及び理由【本資金調達の方法を選択した理由】」に記載したとおり、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

上記に加え、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことにより、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

マイルストーン社からは当社の企業価値の向上を期待した純投資である旨の意向を頂いており、本新株予約権については、自身での行使を前提としての引受であり、譲渡を目的とはしておりません。

一方、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を表明していただいており、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、マイルストーン社より、引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状態の説明を聴取、預金口座の通帳の写しを確認しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。

具体的には、当社は、平成 24 年 2 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日に係るマイルストーン社の第 1 期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高が 2,766 百万円、営業利益が 49 百万円、経常利益が 58 百万円、当期純利益が 76 百万円、純資産が 96 百万円、総資産が 924 百万円であることを確認し、また、当社はマイルストーン社の預金口座の入出金明細及び残高証明の帳票の写しを受領し、平成 25 年 8 月 16 日現在の預金残高が 555 百万円であることを確認いたしました。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはありません。また、マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

(5) 株式貸借に関する契約

マイルストーン社は、有限会社かぼちゃ、服部幸正氏及び三吉野健滋氏との間で、当社普通株式 13,950 株を借り受ける株式貸借契約を締結しております。

当該株式貸借契約において、マイルストーン社は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨合意しております。

(6) その他重要な契約等

当社がマイルストーン社との間で締結した本契約を除き、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 25 年 6 月 30 日現在）	
DAIWA CM SINGAPORE LTD - NOMINEE CYBERTOUCH-TECH COMPANY LIMITED	16.66%
袋 正	5.02%
有限会社かぼちや	4.49%
服部 幸正	4.41%
細川 隆	2.00%
株式会社サン・クロレラ	1.92%
サン・クロレラ販売株式会社	1.92%
徳田 昌彦	1.52%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入算出しております。
2. 募集前の大株主及び持株比率は、平成 25 年 6 月 30 日時点の株主名簿を基準としております。
3. 今回発行される本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は平成 25 年 9 月 19 日から平成 27 年 9 月 18 日までの発行後 2 年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
4. 本新株予約権の行使による交付される普通株式の割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率は表示しておりません。
5. 株式会社サン・クロレラ及びサン・クロレラ販売株式会社については、平成 25 年 7 月 17 日に提出された変更報告書（大量保有）の情報を反映しております。

8. 今後の見通し

現在のところ、平成 25 年 2 月 19 日に発表いたしました平成 25 年 12 月期の通期業績予想に変更はありません。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

（企業行動規範上の手続き）

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、① 希釈化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近 3 年間の業績（連結）

	平成 22 年 12 月期	平成 23 年 12 月期	平成 24 年 12 月期
連 結 売 上 高	457,800 千円	519,068 千円	628,367 千円
連 結 営 業 利 益	△107,268 千円	△59,862 千円	35,065 千円
連 結 経 常 利 益	△159,497 千円	△90,322 千円	58,696 千円
連 結 当 期 純 損 失	△255,366 千円	△8,451 千円	△43,382 千円
1 株当たり連結当期純損失	△2,093.54 円	△32.55 円	△159.89 円

1 株 当 タ リ 配 当 金	0 円	0 円	0 円
1 株 当 タ リ 連 結 純 資 産	74.54 円	55.86 円	305.73 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 25 年 8 月 31 日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	311,693 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	80,783 株	25.9%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	-株	-%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	-株	-%

(注)。上記潜在株式数は全てストック・オプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 22 年 12 月期	平成 23 年 12 月期	平成 24 年 12 月期
始 値	12,930 円	6,980 円	3,495 円
高 値	14,250 円	6,980 円	5,700 円
安 値	3,410 円	2,400 円	2,000 円
終 値	7,040 円	3,500 円	5,050 円

② 最近 6 か月間の状況

	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
始 値	7,540 円	8,600 円	9,900 円	14,900 円	13,610 円	38,100 円
高 値	10,860 円	12,500 円	25,700 円	18,350 円	74,700 円	148,000 円
安 値	7,450 円	7,910 円	9,850 円	11,910 円	13,530 円	34,050 円
終 値	8,450 円	10,200 円	13,600 円	13,940 円	38,800 円	93,500 円

③ 発行決議日前営業日株価

	平成 25 年 9 月 2 日
始 値	87,500 円
高 値	88,700 円
安 値	78,500 円
終 値	78,500 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当増資（普通株式）

発 行 期 日	平成 21 年 11 月 25 日（注）
調達資金の額	発行総額 70,004 千円（発行価額：8,066 円）、差引手取概算額 52,010 千円
募集時における発行済株式数	93,248 株
当該増資による発行株式数	普通株式 8,679 株
募集後における発行済株式総数	普通株式 101,927 株

割 当 先	柏原武利(8,679 株)
当初の資金使途	①各種税金及び社会保険料などの支払い 11.1 百万円 ②取引先への確定債務の支払い 10.0 百万円 ③有利子負債圧縮のための資金 20.9 百万円 ④運転資金 10.0 百万円
当初の資金支出予 定 時 期	①各種税金及び社会保険料などの支払い 11.1 百万円 平成 21 年 11 月から平成 21 年 12 月まで ②取引先への確定債務の支払い 10.0 百万円 平成 21 年 11 月から平成 21 年 12 月まで ③有利子負債圧縮のための資金 20.9 百万円 平成 21 年 11 月から平成 21 年 12 月まで ④運転資金 10.0 百万円 平成 21 年 11 月から平成 22 年 3 月まで
充 当 状 況	現時点まで 70,004 千円の払込みが行われ、 ①各種税金及び社会保険料などの支払いに 11.1 百万円 ②取引先への確定債務の支払いに 10.0 百万円 ③有利子負債圧縮のための資金に 20.9 百万円 ④運転資金に 10.0 百万円 を充当しております。

(注) 払込金額の総額 70,004 千円の内、発行諸費用が 5,000 千円、金銭出資分が 52,010 千円、現物出資分（デット・エクイティ・スワップによるもの）が 12,994 千円であります。

・第三者割当増資（普通株式）

発 行 期 日	平成 22 年 4 月 22 日
調達資金の額	発行総額 80,2724 千円（発行価額：8,037 円）、差引手取概算額 77,984 千円
募集時における発行済株式数	101,927 株
当該増資による発行株式数	普通株式 9,952 株
募集後における発行済株式総数	普通株式 111,879 株
割 当 先	ロハス＆カンパニー株式会社 (4,976 株) 江藏 智 (4,976 株)
当初の資金使途	田中成奉、木本俊行の両氏が有する平成 21 年 12 月 21 日付貸付金債権（各元本 45,000 千円）の弁済に充当する予定であります。
当初の資金支出予 定 時 期	払込期日以降、できるだけ速やかに返済する予定。
充 当 状 況	平成 22 年 4 月 22 日に田中成奉、木本俊行の両氏への借入金の返済への充当を完了しております。

・第三者割当増資（普通株式）

発 行 期 日	平成 22 年 12 月 22 日
調達資金の額	発行総額 738,890 千円（発行価額：5,000 円）
募集時における発行済株式数	111,879 株

当該増資による 発行株式数	普通株式 147,778 株
募集後における 発行済株式総数	普通株式 259,657 株
割 当 先	服部幸正(12,305 株)、服部綾子(35,020 株)、有限会社かぼちゃ(10,453 株)、株式会社東広(2,000 株)、袋正(27,000 株)、SUN プロパティマネージメント株式会社(31,000 株)、クラム 1 号投資事業組合(9,000 株)、クラム 2 号投資事業組合(3,000 株)、株式会社松壽(18,000 株)、
当初の資金使途	①有形固定資産として資産計上 588 百万円 ②当社債務の消滅 150 百万円
当初の資金支出 予 定 時 期	全額現物出資のため、資金支出はありません。
充 当 状 況	①有形固定資産として資産計上 588 百万円 ②当社債務の消滅 150 百万円

・第三者割当増資（普通株式）

払込期日	平成 24 年 10 月 10 日
調達資金の額	160,986,100 円（差引手取概算額）
発行価額	3,100 円
募集時における 発行済株式数	259,657 株
当該募集による 発行株式数	51,931 株
募集後における 発行済株式総数	311,588 株
割当先	Cybertouch-Tech Co Ltd.
発行時における 当初の資金使途	①一般消費者向け 指紋認証製品共同開発（ソフトウェア） 20 百万円 ②新しい指紋認証 ユニット共同開発（ハードウェア） 40 百万円 ③Windows 製品向け 指紋認証アルゴリズム共同開発 20 百万円 ④法人向け 認証基盤ソリューション共同開発 50 百万円 ⑤Android 対応指紋認証 ソリューション共同開発 30 百万円
発行時における 支出予定期	①一般消費者向け 指紋認証製品共同開発（ソフトウェア） 平成 24 年 10 月～平成 24 年 12 月 ②新しい指紋認証 ユニット共同開発（ハードウェア） 平成 24 年 10 月～平成 25 年 3 月 ③Windows 製品向け 指紋認証アルゴリズム共同開発 平成 24 年 10 月～平成 24 年 11 月 ④法人向け 認証基盤ソリューション共同開発 平成 24 年 10 月～平成 25 年 3 月 ⑤Android 対応指紋認証 ソリューション共同開発 平成 24 年 10 月～平成 25 年 3 月
現時点における 充當状況	上記調達資金については、当初の予定期より上記各資金使途に充當済みです。

10. 発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社ディー・ディー・エス第3回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 15,625,000 円

3. 申込期日 平成 25 年 9 月 19 日

4. 割当日及び払込期日 平成 25 年 9 月 19 日

5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 25,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 200 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 125 個

8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 125,000 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、78,500 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}} + \frac{\text{交付株式数} \times \frac{1\text{株あたりの払込金額}}{1\text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

調整前行使価額により当該期間

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「マ

ザーズ」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成25年9月19日から平成27年9月18日（但し、平成27年9月18日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第14項に定める組織再編行為のために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸收合併消滅会社となる吸收合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸收分割会社となる吸收分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸收合併存続会社、新設合併設立会社、吸收分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予

約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

株式会社ディー・ディー・エス 管理部

21. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 尾頭橋支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間のコミットメント条項付き第三者契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 125,000 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行にかかる取締役会決議日の前日（平成 25 年 9 月 2 日）のマザーズにおける当社普通株式の終値 78,500 円に決定した。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上